

中央生態環境保護監督査察業務規定

2019年6月6日、中国共産党中央弁公庁及び国務院弁公庁は連名で「中央生態環境保護監督査察業務規定」を制定通知した。6月18日に公表した。

「中央生態環境保護監督査察業務規定」の全文は以下のとおりである。

中央生態環境保護監督査察業務規定

第一章 総則

第一条 生態環境保護監督査察業務を規格統一し、生態環境保護責任を履行させ、生態文明建設を推進し、美しい中国を建設するために、「生態環境保護を全面的に強化し、汚染防止攻略戦を断固として戦い抜くことに関する中国共産党中央・国務院意見」、「中華人民共和国環境保護法」などの要求に基づき、本規定を制定する。

第二条 中央は生態環境保護監督査察制度を実行し、専任の監督査察機関を設け、省・自治区・直轄市の共産党委員会と政府、国務院関係部局および関係中央企業などの組織に対し生態環境保護監督査察を行う。

第三条 中央生態環境保護監督査察業務は習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想を導きとし、習近平の生態文明思想を徹底的に貫徹し、「四つの意識」を高め、「四つの自信」を固め、「二つの維持」をやり遂げ、中国共産党中央および国務院の政策配置を真剣に実行し、人民中心を堅持し、顕著な生態環境問題の解決、生態環境質の改善、高品質な発展の推進を重点に、生態文明建設と生態環境保護の政治責任を突き固め、監督査察問責を強化し、警告威嚇効果を高め、業務の実行を促進し、対症療法と根治療法を同時に進め、人民の日増しに高まる良い暮らしのニーズに応える。

第四条 中央生態環境保護監督査察は共産党の全面的指導を堅持強化し、政治的位置づけを高める。問題指向を堅持し、真剣に難問に対処し、責任の履行を迫る。法令順守を堅持し、謹厳適正・客観公正に実施する。大衆路線を堅持し、情報を公開し、総合的効果を重視する。真実追及と堅実な業務執行を堅持し、形式主義、官僚主義に反対する。

第五条 中央生態環境保護監督査察には定例監督査察、特別監督査察、振り返り査察が含まれる。

原則として各期の党中央委員会任期内に、各省・自治区・直轄市共産党委員会と政府、国務院関係部局および関係中央企業に対して定例監督査察を実施し、併せて必要に応じて改善状況についての振り返り査察を実施しなければならない。顕著な生態環境問題については、必要に応じて特別監督査察を実施する。

第六条 中央生態環境保護監督査察は計画管理を実施する。五か年業務計画は党中央・国務院の批准後に実施する。年間業務計画では当年度の監督査察業務の詳細計画を定めて、

五カ年計画の任務遂行を保障しなければならない。

第二章 組織機構と人員

第七条 中央生態環境保護監督査察業務指導者小グループを設置し、中央生態環境保護監督査察業務の調整促進を担当させる。指導者小グループのリーダー、サブリーダーは党中央・国務院が決定し、グループメンバー構成部局は中央弁公庁、中央組織部、中央宣伝部、国務院弁公庁、司法部、生態環境部、会計検査署、最高人民検察院とする。

中央生態環境保護監督査察弁公室は生態環境部に置き、中央生態環境保護監督査察業務指導者小グループの日常業務を担当し、中央生態環境保護監督査察の具体的な実施管理を行う。

第八条 中央生態環境保護監督査察業務指導者小グループの職責は以下のとおり。

(一) 習近平の生態文明思想を学習貫徹実践し、中央生態環境保護監督査察業務の具体的な実施措置を検討すること。

(二) 党中央・国務院の生態環境保護監督査察に関する政策決定を貫徹実行すること。

(三) 中央生態環境保護監督査察業務に関する状況を党中央・国務院に報告すること。

(四) 中央生態環境保護監督査察制度規定、監督査察報告を審議すること。

(五) 中央生態環境保護監督査察弁公室の業務状況報告を聴取すること。

(六) 中央生態環境保護監督査察のその他の重要事項を審議すること。

第九条 中央生態環境保護監督査察弁公室の職責は以下のとおり。

(一) 中央生態環境保護監督査察業務指導者小グループに業務状況を報告し、指導者小グループが決定した任務を実施すること。

(二) 中央生態環境保護監督査察の規則、制度、計画、実施計画を策定し、実施すること。

(三) 中央生態環境保護監督査察チームの調整業務を実施すること。

(四) 監督査察報告の審査・集計・報告および監督査察フィードバック、移管移送の調整と指摘事項改善の実施督促などの業務。

(五) 省・自治区・直轄市の省級生態環境保護監督査察業務実施を指導すること。

(六) 指導者小グループが指示したその他の事項。

第十条 中央生態環境保護監督査察業務配置に基づき、党中央・国務院の批准を経て、中央生態環境保護監督査察チームを組織し、生態環境保護監督査察の実務を担当させる。

中央生態環境保護監督査察チームにはリーダー、サブリーダーを置く。監督査察チームはリーダー責任制度を実行し、サブリーダーがリーダーの業務を補佐する。リーダーには現職もしくは指導幹部ポストを最近退職した省部級指導幹部が就任し、サブリーダーには生態環境部の現職指導幹部が就任する。

リーダー候補者データベースを構築し、中央組織部が生態環境部と管理を協議する。リーダー、サブリーダーの人は中央組織部が審査手続を行う。

リーダー、サブリーダーは毎回の中央生態環境保護監督査察任務に基づいて人選し委任する。

第十一条 中央生態環境保護監督査察チームのメンバーは生態環境部の各監督査察局の職員を主体とし、併せて任務の必要に応じて関係分野の専門家その他の人を出向させる。中央生態環境保護監督査察チームのメンバーは下記の条件を具備していなければならない。

(一) 志操堅固で、共産党に忠誠を尽くし、思想上、政治上、行動上で習近平同志を核心とする党中央と高度に一致していること。

(二) 原則を堅持し、勇敢に引き受け、法に従って業務を行い、品行方正、清廉潔白であること。

(三) 規律を遵守し、秘密を厳守すること。

(四) 中央生態環境保護監督査察業務または関連政策法規を熟知し、高い業務遂行能力を有すること。

(五) 健康で業務遂行に支障がないこと。

第十二条 中央生態環境保護監督査察人材養成を強化し、中央生態環境保護監督査察チームのメンバーの選任に当たっては基準を厳格にし、監督査察業務に不適切なメンバーは速やかに入れ替えなければならない。

第十三条 中央生態環境保護監督査察チームのメンバーには就任回避、地域回避、公務回避を実行し、併せて任務の必要に応じて人事異動を行う。

第三章 監督査察の対象と内容

第十四条 中央生態環境保護定例監督査察の監督査察対象は以下のとおり。

(一) 省・自治区・直轄市の共産党委員会と政府およびその関係部局。併せて関係地区級市の共産党委員会と政府およびその関係機関まで下ることができる。

(二) 重要な生態環境保護職責を担う国務院関係部局。

(三) 従事する事業活動の生態環境への影響が大きい中央企業。

(四) その他中央が監督査察を要求する組織。

第十五条 中央生態環境保護定例監督査察の内容は以下のとおり。

(一) 習近平の生態文明思想の学習と貫徹実践状況および新発展理念の貫徹実践状況、高品質発展の推進状況。

(二) 党中央・国務院の生態文明建設と生態環境保護政策決定の貫徹実行状況。

(三) 国家の生態環境保護に関する法令、政策、制度、基準規範、計画の貫徹実行状況。

(四) 生態環境保護における「党と政府の同一責任」、「一ポスト二責任」推進実行状況と長期効果メカニズム構築状況。

(五) 顕著な生態環境問題およびその処理状況。

(六) 生態環境質悪化傾向の地域・流域および対策状況。

(七) 人民大衆から苦情が寄せられた生態環境問題の即時対応状況。

(八) 生態環境問題の立件、調査、移管、審判、執行の各段階における違法な干渉および協力拒否などの状況。

(九) その他の監督査察が必要な生態環境保護事項。

第十六条 中央生態環境保護監督査察振り返り査察は主に定例監督査察での指摘事項の改善実施状況、重点改善任務完了状況と生態環境保護長期効果メカニズム構築状況について実施し、特に改善過程での形式主義、官僚主義の問題を監督査察する。

第十七条 中央生態環境保護特別監督査察では問題を直撃し、強力に威嚇し、厳しく問責する。監督査察事項は以下のとおり。

- (一) 党中央・国務院が明確に監督査察を要求した事項。
- (二) 重点地域、重点分野、重点業種の顕著な生態環境問題。
- (三) 中央生態環境保護監督査察指摘事項の改善が不十分な典型事例。
- (四) その他の特別監督査察実施が必要な事項。

第十八条 中央生態環境保護定例監督査察と振り返り査察の作業予定は党中央・国務院に報告して批准を受けなければならない。

中央生態環境保護特別監督査察の組織形式、監督査察対象と内容は個別の監督査察事項と要求に基づいて決定しなければならない。重要な特別監督査察の作業予定は党中央・国務院に報告して批准を受けなければならない。

第四章 監督査察の手順と権限

第十九条 中央生態環境保護監督査察には一般に監督査察準備、監督査察進駐、監督査察報告、監督査察フィードバック、移管移送、改善実施、記録保管などの段階がある。

第二十条 監督査察準備の主な事項は以下のとおり。:

- (一) 党中央・国務院の関係部局と組織から監督査察対象に関する状況および問題についての手掛かりを得る。
- (二) 必要な内情調査を実施する。
- (三) リーダー、サブリーダーの人選を決定し、中央生態環境保護監督査察チームを組織し、動員研修を実施する。
- (四) 監督査察作業計画を策定する。
- (五) 監督査察進駐通知を送付し、監督査察進駐の各種準備作業を実施する。

第二十一条 中央生態環境保護監督査察進駐期間は監督査察対象と監督査察任務に応じて決定する。監督査察進駐時は以下の方法で作業を行う。

- (一) 監督査察対象の業務報告と関係事項の報告を聴取する。
- (二) 監督査察対象の党と政府の最高責任者およびその他の関係分野の責任者と個別面談を行う。
- (三) 人民大衆の生態環境保護分野の陳情と苦情を受理する。
- (四) 関連文書、ファイル、会議録などの資料を閲覧・複写する。

- (五) 関係する地方、部局、組織および個人に対する訪問調査を実施する。
- (六) 問題の手掛かりについて証拠収集調査を実施する。また関係する地方、部局、組織および個人に対して問題に関して文書での説明を要求することができる。
- (七) 座談会を開き、監督査察対象の関係する会議に列席する。
- (八) 監督査察対象の傘下の地方、部局または組織に行って監督査察を行う。
- (九) 監督査察で発見した顕著な問題について、必要に応じて関係する党と政府の指導幹部と面会または面談することができる。
- (十) 関係する地方、部局、組織および個人の協力を求める。
- (十一) その他必要な方法。

第二十二條 監督査察進駐の終了後、中央生態環境保護監督査察チームは定められた期間内に監督査察報告書を作成し、監督査察で発見した重要な状況と問題を偽りなく報告し、意見と提言を提起しなければならない。

監督査察報告書は、適当な方法で監督査察対象と意見を交換し、中央生態環境保護監督査察業務指導者小グループの審議を経た上で、党中央・国務院に提出しなければならない。

第二十三條 監督査察報告書の党中央・国務院の批准後、中央生態環境保護監督査察チームは監督査察対象にフィードバックし、監督査察で発見した問題を指摘し、監督査察指摘事項の改善を明確に要求する。

第二十四條 監督査察結果は監督査察対象の指導部と指導幹部の総合人事考課、賞罰任免の重要根拠とし、幹部管理権限を有する組織（人事）部局に送付する。

監督査察で発見した重要な生態環境問題およびその職務怠慢状況について、監督査察チームは生態環境損害賠償責任問題リストと事件記録を作成し、権限・手続・要求に応じて中央規律検査委員会兼国家監察委員会、中央組織部、国務院国有資産監督管理委員会の党委員会または監督査察対象に移管しなければならない。

監督査察で発見した生態環境損害賠償を実施する必要がある問題は、省・自治区・直轄市政府に移送して、関係規定に従って損害賠償を請求する。公益訴訟を提起する必要がある場合は、検察機関など権限を有する機関に移送して法律に照らして処理する。

監督査察で発見した問題に犯罪の嫌疑がある場合は、関係規定に従って監察機関または司法機関に移送して法律に照らして処理する。

第二十五條 監督査察対象は監督査察報告書に従って監督査察指摘事項の改善計画を策定し、定められた期限内に党中央・国務院に提出しなければならない。

監督査察対象は監督査察指摘事項の改善計画に従って改善を実施し、定められた期限内に党中央・国務院に改善実施状況を報告しなければならない。

中央生態環境保護監督査察弁公室は改善実施状況について実施監督を行い、無作為抽出検査を実施しなければならない。改善が不十分な場合は、状況に応じて書面告知、通報、面談、特別監督査察などの措置を採り、責任を追及し、改善を促進する。

第二十六條 中央生態環境保護監督査察の過程で作成した関連文書、資料は要求に従っ

て整理保存し、保管が必要な場合は関係規定に従って処理しなければならない。

第二十七条 監督と同時に改善を強化する。監督査察チーム進駐中に人民大衆が提出した生態環境に関する苦情、および監督査察チームが指摘したその他の問題について、監督査察対象は即時に対応し、断固として改善し、問題の徹底調査と徹底改善を確保しなければならない。

第二十八条 監督査察問責を強化する。職責の不履行または不正確な履行により生態環境損害が発生した地方と組織の党と政府の指導幹部に対し、党紀と法に照らして厳粛・正確・有効に責任を問われなければならない。問責すべき場合に問責しなかったときは、関係者の責任を追及しなければならない。

第二十九条 情報公開を強化する。中央生態環境保護監督査察の作業予定、監督と同時に改善の状況、顕著な問題と事例、監督査察報告の主な内容、監督査察指摘事項の改善計画、改善実施状況および監督査察問責に関する状況などは、関係要求に基づいて対外的に公開し、社会の関心に応え、大衆の監督を受けなければならない。

第五章 監督査察規律と責任

第三十条 中央生態環境保護監督査察は政治規律と政治ルールを厳正にし、中央八項規定およびその実施細則の精神を厳格に執行し、各種の清廉政治規定を厳格に実行しなければならない。

中央生態環境保護監督査察チームの監督査察進駐期間中は関係規定に従って臨時党支部を設立し、厳格な党内統制を実行し、監督査察チームのメンバーの教育・監督・管理を強化しなければならない。

第三十一条 中央生態環境保護監督査察チームは報告・指示仰ぎ制度を厳格に執行しなければならない。監督査察過程で発見した重要な状況と重大な問題は、中央生態環境保護監督査察業務指導者小グループまたは中央生態環境保護監督査察弁公室に報告して指示を仰がなければならない。監督査察チームメンバーが勝手に判断や処理をしてはならない。

第三十二条 中央生態環境保護監督査察チームは各種守秘規定を厳格に実行しなければならない。監督査察チームのメンバーは中央生態環境保護監督査察の業務上の秘密を厳格に守らなければならない。中央生態環境保護監督査察に関する状況を許可なく外部に公表もしくは漏洩してはならない。

第三十三条 中央生態環境保護監督査察チームは監督査察対象の通常業務に干渉してはならず、監督査察対象の具体的問題の処理は行わない。

第三十四条 中央生態環境保護監督査察チームは中央生態環境保護監督査察の規律・手続・規則を厳格に順守し、正しく職責を履行しなければならない。監督査察チームのメンバーに下記の状況の一つがあった場合は、悪質さの程度に応じ、党紀と法律に照らして、批判教育、組織処理または党紀処分、政務処分に処し、犯罪の嫌疑がある場合は、関係規定に照らして監察機関または司法機関に移送して法に照らして処理する。

(一) 業務上の要求に従って監督査察を行わず、発見すべき重要な生態環境問題を見逃した場合。

(二) 監督査察状況を正しく報告せず、事実を隠蔽、歪曲、捏造した場合。

(三) 業務中に権限を踰越して、または規定の手続に従わずに監督査察業務を行い、悪い結果が生じた場合。

(四) 監督査察業務上の便宜を利用して私利をむさぼり、または他人のために不当な利益を図った場合。

(五) 監督査察業務の秘密を漏洩した場合。

(六) 監督査察業務規律に違反するその他の行為を行った場合。

第三十五条 生態環境部および中央生態環境保護監督査察弁公室は生態環境保護監督査察業務の調整を強化しなければならない。生態環境保護監督査察業務の調整不足により悪い結果が生じた場合は、関係規定に照らして関係者の責任を追及する。

第三十六条 関係部局と組織は中央生態環境保護監督査察に協力しなければならない。規定に反して中央生態環境保護監督査察に対する協力の回避、引き延ばし、拒絶を行って悪い結果が生じた場合は、関係規定に照らして関係者の責任を追及する。

第三十七条 監督査察対象は中央生態環境保護監督査察を誠実に受け入れ、中央生態環境保護監督査察チームに積極的に協力し、偽りなく監督査察チームに状況と問題を説明しなければならない。監督査察対象およびその職員に下記の状況の一つがあった場合は、悪質さの程度に応じ対象の党と政府の最高責任者またはその他の関係する責任者を、党紀と法に照らして、批判教育、組織処理または党紀処分、政務処分に処し、犯罪の嫌疑がある場合は、関係規定に照らして監察機関または司法機関に移送して法に照らして処理する。

(一) 故意に虚偽の情報を提供し、事実を隠蔽、歪曲、捏造した場合。

(二) 関係資料の提供を拒絶、故意に遅延し、または要求に従って提供をしなかった場合。

(三) 関係組織または個人に監督監査業務への干渉・妨害を指示・命令した場合。

(四) 現場検査または証拠収集調査への協力を拒否した場合。

(五) 正当な理由なく問題の改善を拒否し、または要求に従って改善を実施しなかった場合。

(六) 状況を報告した幹部大衆に対して、攻撃・報復・でっち上げを行った場合。

(七) 集中的操業停止などの「一刀切り」の方法で監督査察に対応した場合。

(八) 中央生態環境保護監督査察業務に対するその他の干渉、妨害を行った場合。

第三十八条 監督査察対象の地方、部局、組織の幹部大衆が中央生態環境保護監督査察チームのメンバーに本規定第三十四条に列記する行為があったことを発見した場合は、関係機関に報告しなければならない。

第六章 付則

第三十九条 生態環境保護監督査察は中央と省・自治区・直轄市の両級体制で実施する。各省・自治区・直轄市生態環境保護監督査察は、中央生態環境保護監督査察の拡充として力を合わせる。省・自治区・直轄市生態環境保護監督査察は、手続を厳格にし、権限を明確にし、規律を厳しくし、行動を律して、定例監督査察、特別監督査察、駐屯監督査察などの方法で業務を実施することができる。

地区級以下の地方共産党委員会と政府は、法令に従って下級の共産党委員会と政府およびその他の関係部局の生態環境保護業務の監督を強化しなければならない。

第四十条 省・自治区・直轄市の生態環境保護監督査察業務に本規定を準用する。

第四十一条 本規定は生態環境部が解釈の責任を負う。

第四十二条 本規定は2019年6月6日より施行する。

【中央生態環境保護監督査察業務規定の原文】

http://fgs.mee.gov.cn/gz/gwybmyggz/201906/t20190618_706930.shtml

【参考情報】

1. 2019年6月18日 中国環境報

http://www.mee.gov.cn/xxgk/hjyw/201906/t20190618_706922.shtml

2. 2019年6月27日 国務院新聞弁公室での新聞発表会（記者会見）

（生態環境部 HP）

http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk15/201906/t20190627_707949.html

（中央人民政府 HP）

http://www.gov.cn/xinwen/2019-06/27/content_5403766.htm